

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成 28 年 7 月 19 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2 件

国民年金保険関係	1 件
厚生年金保険関係	1 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 5 件

国民年金保険関係	4 件
厚生年金保険関係	1 件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600052 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1600013 号

第 1 結論

昭和 57 年 4 月から同年 11 月までの期間及び昭和 63 年 4 月については、付加保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月から同年 11 月まで
② 昭和 63 年 4 月

請求期間①については、私が所持する当該期間に係る国民年金保険料領収証により、国民年金の定額保険料と付加保険料を合計した保険料を納付していたことが確認できる。

また、請求期間②については、当該期間に係る国民年金保険料領収証は所持していないが、当該期間の前後の期間は国民年金の定額保険料及び付加保険料を納付した記録となっている上、前後の期間に係る国民年金保険料領収証によると、定額保険料額及び付加保険料額が印字されていることが確認できるので、当該期間のみ付加保険料を納付していなかったということとは不自然である。

請求期間①及び②について、国民年金の付加保険料は間違いなく納付していたので、納付済みと認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①については、請求者が提出した当該期間に係る国民年金保険料領収証（以下、「領収証」という）によると、昭和 57 年 4 月分から同年 9 月分までの領収証には昭和 57 年 10 月 19 日付けの、同年 10 月分及び同年 11 月分の領収証には同年 12 月 9 日付けの A 町収入役の領収印が確認できる。

また、請求期間①のうち、昭和 57 年 4 月分から同年 6 月分までについては、国民年金法における納期限を経過した納付であることが確認できるところ、請求期間①の前後の期間において、同様の状況が確認できる領収証が散見されるものの、オンライン記録、国民年金被保険者台帳及び A 町が提出した請求者に係る国民年金被保険者記録によると、当該期間の付加保険料はいずれも納付済みとされていることが確認でき、当該保険料が還付された事実は認められないことを踏まえると、当該期間についても付加保険料を納付済みとすることが妥当である。

請求期間②については、その前後の期間の付加保険料が納付済みであることが確認できる上、請求者が所持する年金手帳に綴じられた台紙の当該期間に係る欄には、集金人の押印と「5 / 11」の記載が確認できるところ、当時の集金人は、過年度の国民年金保険料を集金していなかったと思うと陳述していることから、当該保険料は昭和 63 年 5 月 11 日に集金されていたことがうかがえ、当該期間の付加保険料のみが還付された事実は認められない。

これら当時の慣行、その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間①及び②の付加保険料を納付していたものとして取り扱われるべきものと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600027 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600028 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における平成 17 年 11 月 1 日から平成 19 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 17 年 11 月は 32 万円から 34 万円、同年 12 月から平成 19 年 8 月までの期間は 32 万円から 36 万円とする。

平成 17 年 11 月から平成 19 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 17 年 11 月から平成 19 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 17 年 11 月 1 日から平成 19 年 9 月 1 日まで
年金記録を確認したところ、A 事業所に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与よりも低く記録されている。給料支払明細書を保管しているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間について、事業主が提出した給料支払明細書（控）及び請求者が提出した給料支払明細書によると、請求者は当該期間において、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を超える報酬の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、前述の給料支払明細書（控）及び給料支払明細書により確認できる給料支給額及び厚生年金保険料の控除額から、平成 17 年 11 月は 34 万円、同年 12 月から平成 19 年 8 月までの期間は 36 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」を保管しており、同通知書に記載された報酬月額が厚生年金保険の記録における標準報酬月額に見合う額となっていること等から、請求者の請求期間に係る報酬月額の届出を誤っ

て提出したことを認め、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料のみを納付した旨回答していることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600036 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1600014 号

第 1 結論

昭和 63 年 8 月から平成 3 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 63 年 8 月から平成 3 年 3 月まで

私の年金記録を確認したところ、昭和 63 年 8 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料が未納となっている。当時、私は大学生であり、大学に進学した昭和 62 年 4 月に、A 県 B 市から住民票を異動した上で C 県 D 市 (現在は E 市) に住んでいた。父から、私が 20 歳になった昭和 63 年以降、私の代わりに B 市役所で国民年金の加入手続きを行い、同市役所で国民年金保険料を納付したと聞いた。請求期間が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間当時、大学生であり、大学に進学した昭和 62 年 4 月に、A 県 B 市から C 県 D 市に住居を異動した上で同市に居住し、20 歳になった昭和 63 年以降に父が B 市役所で国民年金の加入手続きを行い、同市役所で父が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを父から聞いたことがある旨陳述している。

しかしながら、国民年金の加入手続きは、制度上、被保険者の住民登録地を管轄する市区町村において行うこととされており、B 市においても、他の市区町村に住居登録されている者の国民年金加入手続きを B 市で行うことはできなかつた旨回答していることから、請求者の陳述と符合しない。

また、オンライン記録によると、請求者は平成 3 年 4 月に初めて国民年金の被保険者となっており、請求期間は未加入期間であることから、請求者の父は、請求期間に係る国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる上、請求期間当時、請求者に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない。

さらに、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続き及び請求期間の保険料を納付したとする請求者の父は、請求内容に関して聴取可能な状況ではなく、当該期間に係る国民年金の加入手続き及び保険料の納付状況について、具体的な陳述を得ることができない。

このほか、請求者及び請求者の父が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600040 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1600015 号

第 1 結論

訂正請求記録の対象者に係る昭和 53 年 1 月 25 日から平成 3 年*月*日までの請求期間については、死亡一時金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 (続柄) : 男 (夫)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 25 年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 53 年 1 月 25 日から平成 3 年*月*日まで
私は、亡くなった妻に係る死亡一時金の請求手続をした記憶もないし、受け取ってもいないので調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、亡くなった妻に係る死亡一時金の請求手続をした記憶もないし、受け取ってもいないと主張しているところ、日本年金機構及び A 県 B 郡 C 町 (当時は D 村) は、訂正請求記録の対象者に係る死亡一時金裁定請求書等の関係資料について、保存期限が経過しているため確認できない旨回答していることから、訂正請求記録の対象者に係る死亡一時金の請求の有無等は確認できない。

また、訂正請求記録の対象者に係る死亡一時金について、請求者が陳述している請求者名義の預金口座へ当該一時金の振込みは確認できないものの、他の受給手段である郵便局窓口における現金払渡しに係る関連資料について、ゆうちょ銀行の職員は、保存期限経過により保管されていないと陳述していることから、当時の支給状況を確認することができない。

さらに、オンライン記録により、平成 3 年*月*日に訂正請求記録の対象者に係る死亡一時金の裁定が行われていることが確認できるところ、前述の日本年金機構は、当該裁定から支給までにあたっての一連の事務処理については、複数の課が業務を分担していたと回答していることを踏まえると、遺族からの請求に基づかずに当該裁定を行ったとは考え難く、また、そのような事務処理を疑わせる事情も見受けられない。

このほか、請求者から聴取しても受給した記憶がないというほかに、訂正請求記録の対象者に係る死亡一時金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、訂正請求記録の対象者に係る死亡一時金を受給していないものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600037 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1600016 号

第 1 結論

昭和 53 年 5 月から昭和 57 年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 53 年 5 月から昭和 57 年 9 月まで

私は、昭和 59 年 7 月頃に、元妻が A 区役所で婚姻の届出を行った際に、同区役所の職員から国民年金保険料の未納期間があり同保険料を納付するように言われたので、直ぐに同区役所の窓口で昭和 53 年 5 月から昭和 57 年 9 月までの期間に係る私の分の国民年金保険料として約 30 万円をまとめて納付したと聞いている。

国民年金保険料の未納期間はないはずなので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、昭和 59 年 7 月頃に、元妻が B 県 A 区役所で婚姻の届出を行った際に、国民年金保険料の未納期間があると言われたので、同区役所の窓口で昭和 53 年 5 月から昭和 57 年 9 月までの期間に係る国民年金保険料約 30 万円をまとめて納付したと主張しているところ、昭和 59 年 7 月時点において、請求期間のうち昭和 53 年 5 月から昭和 57 年 3 月までの期間の国民年金保険料は、時効により納付することができない期間である。

また、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付したとする請求者の元妻は、請求期間に係る国民年金保険料の納付に関する記憶が明確でないことから、請求者の元妻が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な陳述を得ることができない上、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない。

このほか、請求者及び請求者の元妻が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500366号
厚生局事案番号 : 九州(国)第1600017号

第1 結論

昭和43年4月2日から昭和45年11月16日までの請求期間、昭和47年8月7日から昭和48年2月1日までの請求期間及び昭和49年3月27日から昭和60年10月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和43年4月2日から昭和45年11月16日まで
② 昭和47年8月7日から昭和48年2月1日まで
③ 昭和49年3月27日から昭和60年10月まで

請求期間①及び②については、昭和50年の秋頃、前年までA市の国民年金係に在籍していた職員から「今年の12月までなら、20歳に遡って未納期間の国民年金保険料を納付できる特例納付の実施期間である。」との説明を受け、A市役所でそれまでの未納保険料を計算してもらい、昭和50年11月又は同年12月頃に同市役所内のB銀行窓口で請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付した。

請求期間③については、昭和50年11月又は同年12月頃に当該期間のうち未納期間分の国民年金保険料をまとめてA市役所内のB銀行窓口で納付し、その後の期間については、納付書が送付されてこなかったため、同市役所内同銀行窓口において、直近の納付に係る領収書を提示し、最初は2か月又は3か月毎、途中からは毎月1か月分ずつ国民年金保険料を納付していた。

また、請求期間③のうち昭和58年10月から昭和60年10月までの期間については、結婚前で忙しかったため、父に昭和60年11月分の国民年金保険料を預け、納付をお願いしたところ、納付先である金融機関の窓口職員に、昭和58年10月以降の期間について、国民年金保険料が未納であるとの説明を受けたので、A市役所へ行き、その時点で遡って納付できる保険料を納付してきたとのことであったが、当該期間の国民年金保険料は、私が既に納付していたため、二重に納付されているはずである。

調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①及び②について、請求者が当該期間に係る国民年金保険料を納付したとする時期は、第2回特例納付の実施期間であるものの、A市の国民年金被保険者名簿及び年金事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和60年11月頃に払い出されていることがうかがえる上、当該払出以前に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、前述の、請求者が国民年金保険料を納付したと主張する時期は、国民年金に未加入であり、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、A市及びB銀行A支店は、請求者の主張する国民年金保険料の納付時期当時は、B銀

行A支店A市役所出張所では、国民年金保険料の収納は、現年度保険料のみを取り扱っており、特例納付の国民年金保険料（国庫金）の収納は行っていなかった旨回答している。

- 2 請求期間③について、請求者は昭和50年11月又は同年12月頃に、国民年金の加入手続きを行い、それまでの未納期間の国民年金保険料をまとめて納付し、その後は、納付書が送付されてこなかったため、定期的にB銀行A支店A市役所出張所に行き、直近の納付に係る国民年金保険料の領収書を窓口で提示し、国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、前述のとおり、請求者は昭和60年11月頃に国民年金の加入手続きを行ったことがうかがえることから、請求期間③のうち昭和49年3月27日から昭和58年9月までの期間については、昭和60年11月時点において国民年金に未加入であり、当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、A市は、A市役所内のB銀行A支店A市役所出張所では国民年金保険料を納付書なしに納付することはできなかったものと考えられる旨回答している。

また、オンライン記録によると、請求期間③のうち昭和58年10月から昭和60年10月までの期間については、国民年金保険料の納付済期間となっていることが確認できることから、前述の請求者に係る国民年金の加入手続きを行った時期から判断すると、国民年金保険料の納付に係る時効が完成していない期間を遡って納付したものと考えられる。

- 3 請求期間③のうち昭和58年10月から昭和60年10月までの期間については、請求者は、請求者自身が既に国民年金保険料を納付していたところ、請求者の父親が誤って重複納付したと主張している。

しかしながら、請求者が国民年金保険料を重複納付したとする父は既に死亡しており、当時の納付状況等について確認することができない上、A市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録においても、当該期間に係る国民年金保険料が重複して納付された形跡は見当たらず、A市及び日本年金機構C事務センターは、請求者に係る当該期間の重複納付に関する資料は残されていない旨回答していることから、請求者が、当該期間の国民年金保険料を重複して納付を行っていたことはうかがえない。

- 4 このほか、請求者が請求期間①及び②並びに請求者又は請求者の父親が請求期間③に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに、当該請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が主張する請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500459 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600027 号

第 1 結論

請求期間①、②、③、④、⑤、⑦及び⑧について、請求者のA社（現在はB社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑥について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 1956 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 昭和 63 年 2 月 23 日から同年 8 月 22 日まで
② 平成元年 1 月 30 日から同年 8 月 10 日まで
③ 平成 2 年 2 月 7 日から同年 8 月 15 日まで
④ 平成 2 年 10 月 5 日から平成 3 年 4 月 25 日まで
⑤ 平成 3 年 7 月 8 日から同年 12 月 21 日まで
⑥ 平成 3 年 9 月 2 日から平成 4 年 3 月 1 日まで
⑦ 平成 5 年 2 月 16 日から同年 8 月 25 日まで
⑧ 平成 5 年 10 月 5 日から平成 6 年 4 月 10 日まで

私は、出稼労働者手帳に記載されているとおり、請求期間①、②、③、④、⑤、⑦及び⑧については、A社D工場において合板の製造業務、請求期間⑥については、そのうちの5日間をC社の派遣社員として派遣先工場においてE業務に従事していたが、当該期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①、②、③、④、⑤、⑦及び⑧については、請求者が提出した出稼労働者手帳の「就労の記録」欄、雇用保険被保険者記録及び請求者が氏名を挙げた同僚の陳述によると、当該期間のうち一部の期間については、請求者がA社に勤務していたことうかがえる。

しかしながら、A社が加入していたF健康保険組合及びG厚生年金基金は、請求者に係る加入記録は確認できない旨回答している上、B社は、請求者に係る貸金台帳等の資料を保管しておらず、請求者の請求期間に係る届出等については不明である旨回答していることから、請求者の当該期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者が氏名を挙げた者でありA社D工場において総務を担当していたとしている者

及び同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚は、当時、出稼労働者の社会保険の加入は本人の意思により選択することができた旨陳述している上、当時、出稼労働者として勤務していたとしている者は、勤務期間の途中で自ら希望し社会保険を辞めた旨陳述していることから、請求期間①、②、③、④、⑤、⑦及び⑧当時、同社では必ずしも全ての従業員を勤務実態どおりに厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

このほか、請求者の請求期間①、②、③、④、⑤、⑦及び⑧における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間⑥については、前述の出稼労働者手帳において、請求者はC社より、平成3年9月2日から平成4年3月1日までの期間について、同社に雇い入れる旨の通知を受けていたことが確認できるところ、請求者は当該期間のうち、5日間について同社に勤務した旨主張している。

しかしながら、請求者のC社における雇用保険被保険者記録は確認できない上、請求期間⑥において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚に照会を行ったが、請求内容を裏付ける回答及び陳述を得ることができない。

また、C社に係るオンライン記録において、請求期間⑥に請求者の氏名は確認できない上、整理番号に欠番はない。

さらに、C社は、商業登記簿謄本によると平成20年9月12日付けで解散していることが確認できる上、同年同月13日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の代表清算人である請求期間当時の事業主に照会を行ったところ、同人は、請求者に係る貸金台帳等の資料を保管しておらず、請求者の請求期間に係る届出等については不明である旨回答していることから、請求者の当該期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間⑥における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。